

ハガキ・FAX等の記入例

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入 ●連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話またはFAX番号
- ⑤「保育可」の催し等で保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名(ふりがな)・年齢

健康・福祉

健康 障害のある方 高齢者

せたがやシニアボランティア活動に参加してみませんか

介護保険施設等でボランティア活動を行った方にポイントを交付し、実績に応じて介護保険料負担軽減資金(年間上限1万2000円)を支給します。
●活動を始めには研修の受講が必要です
☑区内在住の65歳以上(介護保険第1号被保険者)でこの研修を一度も受けたことのない方

☑①9月26日(金)②11月18日(火)いずれも午後1時30分～4時(いずれも同内容)
☑①生活工房セミナールーム(キャロットタワー5階)②世田谷区福祉人材育成・研修センター
☑☎せたがやコールへ電話・FAX(記入例3面。年齢、希望日も明記) ①9月3日②10月23日まで 先着各40人
☑介護保険課 ☎5432-2298 FAX5432-3059

自信を取り戻す仲間づくり～失語症自主グループの活用

☑区内在住で失語症がある方とご家族、支援者
☑9月19日(金)午後2時～4時
☑保健医療福祉総合プラザ
☑☎へ電話・FAX(記入例3面) 8月18日から 先着30人
☑保健センター専門相談課
☎6265-7546 FAX6265-7549

障害のある方への手当

1 心身障害者福祉手当(区制度) 区HPQ 2692

☑表の障害程度に該当する方

障害程度	手当(月額)
・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1～3度 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方や20歳未満の方は1500円。
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	7500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。
難病および小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当している方 ※心身障害者福祉手当の対象疾病は、区HPをご覧くださいか、障害施策推進課へお問い合わせください。	1万5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は受給できません。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
難病および小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当しており、かつ次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1～3級 ・愛の手帳1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
精神障害者保健福祉手帳1級	5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は受給できません。

☑65歳以上の方の新規申請は原則できません。施設に入所中の方は受給(申請)ができません。本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。

☑対象等詳しくは、区HPまたは、障害者のしおり(☑、まちづくりセンター、区HPQ 2501)をご覧ください。
☑障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川☎3702-2092 FAX5707-2661、砧☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山☎3326-6115 FAX3326-6154)

2 特別障害者手当(国制度) 区HPQ 2693

☑精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
手当/月額2万9590円
☑施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院をしている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

3 障害児福祉手当(国制度) 区HPQ 2693

☑精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
手当/月額1万6100円
☑施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受けている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

4 重度心身障害者手当(都制度) 区HPQ 2694

☑重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに該当する方①重度の知的障害で著しい精神症状がある②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体障害が重複している③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある
手当/月額6万円
☑65歳以上の方の新規申請は原則できません。施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人(20歳未満の場合は保護者)の所得が基準額を超える方は受給(申請)ができません。

東京都シルバーパスの一斉更新等

満70歳以上の都民の方は、申込みにより、都内民営バス・都営交通が利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。8月までに(一社)東京バス協会から「更新手続きのご案内」が届きますので、更新を希望する方は手続きをしてください。全ての手続きが完了した方から、8月中旬以降、順次新しいシルバーパスが届きます。なお、2万510円の利用者負担は、10月以降、制度見直しまでの措置として1万2000円に引き下げられます。

☑新たにシルバーパスを申し込む方も手続きが必要です。新規申込、更新手続きについて詳しくは、ホームページ(二次元コード)をご覧ください。



担当/高齢福祉課
☑(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎03-5308-6950(土・日曜、祝・休日を除く午前9時～午後5時、9月30日までは毎日午前9時～午後6時)

子ども・若者

子ども・若者 子育て

保護者向け発達支援講座

☑区内在住の発達障害またはその疑いのあるお子さんご家族、お子さんの発達支援に関心のあるご家族
☑①9月3日②24日③10月15日いずれも水曜午前10時～11時30分

☑玉川せせらぎホール集会室
☑講星井純子(東洋大学非常勤講師)、小野學(筑波大学心理・発達教育相談室相談員)、尾崎ミオ(東京都自閉症協会副理事長)
☑他後日、動画配信を予定。
☑☎へ電話・FAX(記入例3面) 8月27日まで

先着50人
☑世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」
☎5727-2235 FAX5727-2238



詳しくは、ホームページをご覧ください

4面へつづく【子ども・若者】